

# 愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

## （信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## （総 則）

第2条 甲は、愛媛県庁、東予地方局、今治支局、中予地方局、南予地方局及び八幡浜支局の遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務（以下「業務」という。）を別添愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

## （委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （契約の効力の遡及）

第4条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

## （委託料）

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。

## （契約保証金）

第6条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円とする。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡、貸し付け、承継、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県

規則第 18 号) の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第 8 条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(業務遂行上の責任者)

第 9 条 乙は、業務に関して甲と連絡調整や監視カメラの管理等を行う業務遂行上の責任者を定め、業務従事者等名簿(様式第 1 号)を甲に提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(業務計画書の提出)

第 10 条 乙は、システム構築及び運用に関して、契約締結後速やかに業務計画書(様式第 2 号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画の変更)

第 11 条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に、業務計画書(変更)(様式第 3 号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(権利関係)

第 12 条 業務の実施による成果物に関する一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)については、引き渡しのときに甲に無償で譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は成果物にかかる著作者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、成果物に既に乙または第三者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙または当該第三者に帰属するものとする。

(調査等)

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(報告及び確認)

第 14 条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書(様式第 4 号)を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の確認を行うものとする。

(委託料の支払)

- 第 15 条 委託料の支払は年 12 回払とし、1 回目から 12 回までの支払額を、  
金\_\_\_\_\_円とする。
- 2 乙は、毎月、甲による業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を  
甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の定めにより支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以  
内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払及び検査の遅延)

- 第 16 条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わな  
かったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、未支払  
金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に  
による割合を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、  
その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、そ  
の額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとす  
る。

(代理受理の禁止)

- 第 17 条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはいけない。

(服務)

- 第 18 条 この契約により乙の業務従事者が甲の建物内において行う業務上の行  
為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において  
措置するものとする。

(業務内容の変更)

- 第 19 条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更す  
ることができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ  
定める。

(契約の解除)

- 第 20 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の  
期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契  
約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこ  
の契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不  
正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査  
の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害した

とき。

- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
  - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (9) 第21条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

#### (違約金)

第21条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

#### (乙の解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第23条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等(第三者の所有に属するものを含む。)を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときには、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

#### (秘密の保持)

第24条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が、業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

#### (個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (関係書類の管理及び返還)

第26条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与された資料、情報、機器等を善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ、業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、前項に規定する資料、情報、機器等を業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (使用者の義務)

第27条 乙は、業務に従事する者については、使用者として法律に規定された

すべての義務を負うものとする。

(設備の貸与)

第28条 甲は、乙に対し、システム設置場所におけるシステム機器を設置するために必要な台及び内線電話を無償で貸与するものとするが、その他の必要な設備は乙が調達するものとする。

(契約の費用)

第29条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の変更)

第30条 委託期間において、経済変動その他の状況により第5条に定める委託料が著しく不適当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、書面によりこれを変更することができる。

(法令上の責任)

第31条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(その他)

第32条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 中村時広

乙

業務従事者等名簿

令和 年 月 日現在

1 総括責任者

職名	氏名	備考

2 業務従事者

職名	氏名	備考

（注）内容に変更が生じた場合は、速やかに提出すること。

業務計画書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務委託契約書第10条の規定により、業務計画書を提出します。

記

1 業務の内容

2 業務の実施予定期間

3 業務の実施計画

4 その他

（注）業務の実施計画は、委託業者の様式により、できる限り詳細に記載すること。

様式第3号（第11条関係）

業務計画書（変更）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務委託に係る委託業務計画書を次のとおり変更したいので、愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務委託契約書第11条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更理由

2 業務の内容

3 業務の実施予定期間（変更）

4 業務の実施計画（変更）

5 その他

（注）業務の実施計画（変更）は、委託業者の様式により、できる限り詳細に記載すること。なお、変更のない項目については省略することができる。

様式第4号（第14条関係）

業務完了報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

令和 年 月の業務を完了しましたので、愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務委託契約書第14条第1項の規定により業務完了報告書を提出します。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するため必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2

条第1項第3号に規定する子会社をいう。) である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。